

# 令和4年度 江東区社会福祉法人指導監査結果

令和5年7月1日現在

## 1 もろほし会

(1) 指導検査実施日	令和4年7月22日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	1 理事会の決議を要する事項(利益相反取引の承認)について決議が行われていないため、是正すること。 2 契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和4年8月31日
(5) 指摘に対する是正状況	改善済

## 2 江東風の会

(1) 指導検査実施日	令和4年8月23日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	1 成立した決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていたので、是正すること。 2 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。 3 議案について特別の利害関係を有する理事がないことを法人が確認していないので、是正すること。 4 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない(登記が不要な場合を除く)ので、是正すること。 5 経理規程等により業務分担が明確に決められておらず、内部牽制に配慮した体制となっていないので、是正すること。 6 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っているので、是正すること。 7 就労支援事業に係る「工賃変動積立金」について、就労支援事業活動増減差額を超えて積立をしているので、是正すること。 8 附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和4年10月7日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中

## 3 江東区社会福祉協議会

(1) 指導検査実施日	令和4年9月28日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	1 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。 2 欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。 3 欠席が継続している理事がいるので、是正すること。 4 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 5 監事が期限までに特定理事に監査報告の内容を通知していないので、是正すること。 6 議案について特別の利害関係を有する理事がないことを法人が確認していないので、是正すること。 7 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がないので、是正すること。 8 理事長及び業務執行理事が、理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。 9 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること。 10 「重要な役割を担う職員」として定められている職員(施設長等)の任免について、理事会の決議を経ずに行われているので、是正すること。 11 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和4年11月22日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中

## 4 のびのび福祉会

(1) 指導検査実施日	令和4年10月18日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	1 法人の運営状況に即して、定款の変更を行うこと。 2 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。 3 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 4 理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続により行われていないので、是正すること。 5 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 6 監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないので、是正すること。 7 支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えているので、是正すること。 8 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続が行われていないので、是正すること。 9 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない(登記が不要な場合を除く)ので、是正すること。 10 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。 11 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。 12 附属明細書が様式に従っていないので、是正すること。
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和4年12月16日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中

# 令和4年度 江東区社会福祉法人指導監査結果

## 5 ゆめグループ福祉会

(1) 指導検査実施日	令和4年11月25日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款が法人の運営状況に即していないので、是正すること。(業務執行理事の定数)</li> <li>2 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。</li> <li>3 評議員会の招集通知に必要事項が記載されていないので、是正すること。</li> <li>4 議事録が作成されていないので、是正すること。</li> <li>5 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。(利益相反取引の承認)</li> <li>6 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がないので、是正すること。</li> <li>7 必要な書類等の備置きがされていないので、是正すること。</li> <li>8 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない(登記が不要な場合を除く)ので、是正すること。</li> <li>9 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。</li> <li>10 把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること。</li> <li>11 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。</li> <li>12 契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。(事務処理不適正)</li> </ol>
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和5年1月25日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中

## 6 おあし福祉会

(1) 指導検査実施日	令和4年12月21日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。</li> <li>2 決議を要する事項について、決議が行われていないので、是正すること。</li> <li>3 監査報告に必要な記載事項が記載されていないので、是正すること。</li> <li>4 議案について特別な利害関係を有する理事がないことを法人が確認していないので、是正すること。</li> <li>5 理事長が、理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。</li> <li>6 監事の報酬等の額について、定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が、評議員会の決議によって定められていないので、是正すること。</li> <li>7 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない(登記が不要な場合を除く)ので、是正すること。</li> <li>8 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。</li> </ol>
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和5年2月24日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中

## 7 爛柯会

(1) 指導検査実施日	令和5年1月17日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。(特殊の関係にある者)</li> <li>2 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。</li> <li>3 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。(特殊の関係にある者)</li> <li>4 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。(特殊の関係にある者)</li> <li>5 議案について特別の利害関係を有する理事がないことを法人が確認していないので、是正すること。</li> <li>6 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。(利益相反取引の承認)</li> <li>7 必要な書類等の備置きがされていないので、是正すること。</li> <li>8 契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。(事務処理不適正)</li> </ol>
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和5年3月15日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中

## 8 あそか会

(1) 指導検査実施日	令和5年2月17日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 評議員会の1週間前又は定款に定めた期間までに評議員に招集通知を発していないので、是正すること。</li> <li>2 電磁的方法により通知した場合に、評議員の承諾を得ていないので、是正すること。</li> <li>3 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</li> <li>4 理事に委任できない事項が理事に委任されているので、是正すること。(多額の借財)</li> <li>5 理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていないので、是正すること。</li> <li>6 評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。</li> <li>7 会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。</li> <li>8 定款に記載している事業を実施していないので、是正すること。(生活協力員業務)</li> <li>9 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。</li> </ol>
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和5年3月30日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中